

2023年度「法Ⅱ」（白石忠志）試験問題（2024年1月実施）（公開用）

▽別の教員による英語での出題と併せて、同時に試験を実施したうちの白石分のみです。

▽時間は、上記英語出題と併せて90分。配点は、平常点30点、英語出題15点、以下の問題55点。

▽問題1・問題4に現れる最高裁判決を教室で一緒に読み解いていること、法改正関係資料の調べ方を一般的に講義した上で、戸籍に振り仮名を一斉に付ける法律の規定を探してもらい、その規定を教室で一緒に読み解いていること、など、国家試験などとは異なり、授業に関する試験であることに特有の文脈（コンテキスト）がある試験問題です。

▼それぞれの問題の末尾に解答欄があります。無理なく書ける字数で簡潔に答えれば、十分です。

問題1（10点）

破線枠内の表現は、法的には、不適切です。その理由を説明してください。

（民法714条には、「みなす」という動詞（活用形を含む。）は、現れません。）

最高裁判決は、認知症罹患者が起こした列車事故について、その認知症罹患者の長男は民法714条による損害賠償責任を負わないとみなした。

問題2（10点）

破線枠内の解説は、法的には、不適切です。その理由を説明してください。

「その争点」について原告に立証責任があることは、正しいと仮定します。

「その争点については被告には立証責任はなく原告に立証責任があるので、その争点について被告が主張立証活動をする必要はありません。」

問題3（10点）

衆議院ウェブサイトで「戸籍法の一部を改正する法律案」（未成立の閣法）を見付けたと仮定します。この案に係る新旧対照条文の入手方法を説明してください。

問題4（25点）

ある最高裁判決の一部を次に掲げます。この判決の法的三段論法における憲法21条1項（下線部分）の役割を、判決から読み取れる範囲で、説明してください。

なお、本件助成金の交付に係る「理事長」の「判断」が、行政事件訴訟法（行訴法）にいう「行政庁」の「処分」に該当することは、前提とします。

